

報告第1号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月21日提出

豊川市長 山 脇 実

(教育委員会関係)

1	専決年月日	平成25年2月1日
	相手方	豊川市在住の児童の保護者
	損害賠償の額	115,222円
	概要	平成24年12月7日午後7時頃、豊川市立豊川小学校の体育館において、バレーボールの練習中の児童の腹部に床板の木片の一部が刺さり、当該児童が負傷した。